

議案第29号

幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例

幕別町町営住宅条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「原則として町内に居住し、かつ入居決定者と同等以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 成人を緊急連絡人とした緊急連絡人届出書を提出すること。

第8条第3項中「第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署」を「第1項第3号の規定による緊急連絡人届出書の提出」に改める。

第16条の2を次のように改める。

（届出義務）

第16条の2 入居者は、町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは町長に届出をしなければならない。

2 入居決定者又は入居者は、緊急連絡人届出書を提出した後において緊急連絡人に欠員その他の異動を生じたときは、速やかに新しい緊急連絡人を選任し町長に届出をしなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。